

鈴鹿市公告第 3 号

都市公園の供用を開始するに当たり、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 名称

丸田西公園

2 位置

鈴鹿市東玉垣町 1 2 1 0 番 5 9

3 区域

鈴鹿市都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

4 供用開始の期日

公告の日